

優良防火対象物認定表示制度のご案内



優良防火対象物認定証（通称：優マーク）

平成18年10月から、「優良防火対象物認定表示制度（通称：優マーク制度）」が開始され、平成28年10月で10年を迎えることとなりました。

優マーク制度は、防火対象物の関係者が行った防火安全対策の向上に係る積極的な取り組み等について消防機関が審査及び検査を行い、防火安全性の高い優良な防火対象物として認定されたものについては、その結果を防火安全に関する情報として都民のみなさまに提供し、安全・安心の確保の実現を目的としたものです。

東京消防庁

【凡例】

法　：消防法（昭和23年法律第186号）

令　：消防法施行令（昭和36年政令第37号）

条　例：火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）

条　則：火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）

告　示：東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程（平成18年東京消防庁告示第12号）

建基令：建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

審査・検査基準：東京消防庁予防事務審査・検査基準　平成25年度版

1 申請することができる防火対象物

次の表に掲げる用途に使われている防火対象物で、収容人員が表の人数に該当するものは、申請をすることができます。(条例第 55 条の 5 の 9)

項	用途	収容人員
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場	30 人以上
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	30 人以上
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店	30 人以上
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	30 人以上
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	30 人以上
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	50 人以上
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床又は同項第 5 号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	30 人以上
	ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院	10 人以上

	<p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児であつて、同条第 4 項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>	
	<p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業又は同条第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援、同条第 14 項に規定する就労継続支援若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>	30 人以上
	ニ 幼稚園又は特別支援学校	30 人以上
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	50 人以上
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	50 人以上
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30 人以上
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	50 人以上
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	50 人以上
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	50 人以上
(12)	イ 工場又は作業場	50 人以上
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場	50 人以上
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)	倉庫	50 人以上
(15)	前各項に該当しない事業場	50 人以上
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	30 人以上 ※
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	50 人以上
(16 の 2)	地下街	30 人以上 ※

(17)	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物	50 人以上
------	--	--------

※（16）項イ及び（16）の 2 項に掲げる防火対象物で（6）項ロに供される部分が存するものについては、収容人員が 10 人以上のものが該当します。

2 申請方法

防火対象物の管理について権原を有する者が、棟ごとに、当該防火対象物を管轄する消防署長に申請してください。（条例第 55 条の 5 の 10 第 1 項）

※ 令第 8 条等に基づき別の防火対象物とみなされる場合は、棟ではなく、部分ごとに申請することができる場合があります。詳しくは所轄消防署にご相談ください。

なお、管理について権原が分かれている防火対象物の場合は、原則として管理権原者全員の連名による申請となりますが、次のいずれかにより代表者名で申請することができます。

《代表者の要件》

- 申請することについて、管理権原者全員から委任を受けている代表者
 - 法第 8 条の 2 の適用を受ける防火対象物における主要な者等
- ※主要な者等とは、協議会の代表者、所有者等の管理権原者を代表するものをいいます。

3 申請図書

優良防火対象物認定申請書（条則別記第 2 号様式の 9）に、次の図書（告示第 3 条）を添付して申請してください。（条例第 55 条の 5 の 10 第 1 項）

《必ず添付する図書》

- 避難上の安全性を確認できる図書
- 自衛消防活動能力審査表（告示別記様式第 4 号）
- 各種防火対策概要表（告示別記様式第 5 号）

（注） 管理について権原が分かれている防火対象物の場合は、原則として管理権原者ごとに作成します。ただし、1 つの防火対策が複数の管理権原者に関係する場合は、当該関係する管理権原者が全員で 1 枚とすることができます。

《管理について権原が分かれている場合に添付する図書》

- 申請者一覧表（告示別記様式第 6 号）
- ※法第 8 条の 2 の適用を受ける防火対象物における主要な者等による申請の場合は、任意の様式とすることができます。

《消防総監が指定する者に調査させている場合に添付する図書（条則第 11 条の 17 第 3 項）》

- 認定基準適合状況調査結果書（告示別記様式第 7 号）

4 申請内容の調査

申請者は、申請に際し、申請の内容が認定基準に適合しているか、次の消防総監が指定する者（告示第4条）に調査させるよう努めてください。（条則第11条の17第3項）

消防総監が指定する者	調査できる基準
1 防火安全技術講習修了者（防火避難課程）	① 消防用設備等の設置関係 ② 防火管理関係（一部を除く） ③ 避難安全性の検証関係 ④ その他
2 防火安全技術講習修了者（火気電気課程）	火気使用設備・器具関係
3 防火対象物点検資格者	① 消防用設備等の設置関係 ② 防火管理関係（一部を除く） ③ その他
4 危険物取扱者	① 危険物製造所等関係 ② 少量危険物等関係（一部を除く）
5 1級建築士・2級建築士	① 建築基準法関係 ② 避難安全性の検証関係
6 建築基準適合判定資格者	① 建築基準法関係 ② 避難安全性の検証関係
7 特定建築物調査員	建築基準法関係（連動機能を有する防火設備及び昇降機関係を除く）
8 建築設備検査員	建築基準法関係（建築排煙・非常照明等に限る）
9 防火設備検査員	建築基準法関係（連動機能を有する防火設備に限る）
10 昇降機等検査員	建築基準法関係（昇降機関係に限る）

（注）法令に従い、又は法令の例により調査等をしている場合は、条則第11条の17第3項による調査の要はありません。

5 認定の方法

消防署長は、申請に基づき防火対象物全体を審査・検査し、認定基準（告示第5条）に適合していると認める場合、当該防火対象物を防火上優良な防火対象物として認定します。（条例第55条の5の10第2項）

《認定基準》

◆ 法令の規定（防火に関すること）

消防関係法令及び建築関係法令（防火に関する基準）の遵守の状況を確認します。

【 1 消防関係法令 】

- ① 消防用設備等関係
 - ・消防用設備等の設置
 - ・消防用設備等の維持管理
 - ・消防用設備等の設置届出
 - ・消防用設備等の検査
 - ・消防用設備等の設置計画届出
 - ・消防用設備等の点検・報告
- ② 防火管理関係
 - ・防火管理者選任届
 - ・消防計画作成届
 - ・消防計画適正履行
 - ・統括防火管理者選任届
 - ・全体の消防計画作成届
 - ・避難施設等の維持管理
 - ・防災物品の表示
 - ・防火対象物点検報告
 - ・消防用設備等の集中管理
 - ・自衛消防組織の設置等

③ その他

- ・危険物製造所等
- ・少量危険物等
- ・火気使用設備・器具等
- ・火の使用の制限等（喫煙等、がん具用煙火等）
- ・圧縮アセチレンガス等
- ・住宅用火災警報器
- ・映写室等の構造・設備
- ・事業所防災計画の作成等
- ・各種届出・検査（工事等計画、使用開始、一時使用等）

【 2 建築関係法令 】

- ・敷地と道路の関係
- ・建築構造
- ・防火壁
- ・防火区画
- ・界壁・間仕切壁・隔壁
- ・その他区画
- ・避難施設等（廊下、階段、出入口等）
- ・内装制限
- ・非常用の昇降機
- ・建築設備等
- ・建築物の定期調査報告等
- ・避難安全検証法等

◆ 避難安全性の確認

避難に関する関係法令の適合状況により、避難上の安全性が確保されていることを確認します。

◆ 自衛消防組織とその活動能力

東京消防庁が定める方法により、実際に自衛消防訓練を実施してもらい、自衛消防隊の編成及び自衛消防活動能力が適切に確保されていることを確認します。

◆ 過去の法令遵守の状況

過去3年以内における法令遵守の状況として、次の事項を確認します。

- 消防法令違反をしたことによる命令、警告を受けていないこと。
- 消防法令違反をしたことによる罰則を受けていないこと。
- 消防用設備等点検報告（法第17条の3の3）及び防火対象物点検報告（法第8条の2の2）がされていること。

◆ 過去の火災発生の状況

過去3年以内において、火災（次に掲げる場合に限る。）が発生していないことを確認します。

消防法令の違反が

- 火災の発生の要因と認められる場合
- 延焼拡大（全焼、半焼または部分焼となったもの）の要因と認められる場合
- 消火、避難その他の消防活動に支障を及ぼしたと認められる場合

◆ 申請者が申告する各種防火対策

防火対象物の防火安全性を高めるため、法令の規定によらず、自主的・意欲的な防火安全対策が防火対象物全体を包含して実施されていることを確認します。防火対策は、消防法令の趣旨に則ったもので、火災の予防、警戒、発見、通報、消火若しくは拡大の防止又は避難若しくは消防活動に有効と認められるものをいいます。次の表に掲げる例示を参照してください。

	項目	認定基準
出火防止対策	火気設備・器具の使用禁止	火気使用・器具の使用を禁止している。
	禁煙措置	館内すべてを禁煙としている。
	入退室の管理	不審者等の入室による放火を防止するため、防火対象物の入退室管理を実施している。
延焼拡大防止対策	防火物品の使用	法第8条の3の規定の例により防火性能を有する防火物品が使用されている。（同条の規定の適用を受ける場合を除く。）
	防火製品の使用	防火対象物で使用する寝具、衣類及び布張家具等について防火製品を使用している。
	内装不燃化	居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料としている。（内装制限に係る法令の適用を受ける場合を除く。）
火災の早期発見対策	自動火災報知設備の設置	令第21条の規定の例により自動火災報知設備が設置されている。（同条の規定の適用を受ける場合を除く。）
	監視カメラの設置	監視カメラを設置し、火災の早期発見に努めている。
	自動火災報知設備の受	自動火災報知設備の受信機等の性能について適正に維持管理

	信機等の劣化診断	するため、劣化診断を受けている。
火災の早期通報対策	消防機関へ通報する火災報知設備の設置	令第23条の規定の例により消防機関へ通報する火災報知設備が設置されている。(同条の規定の適用を受ける場合を除く。)
初期消火対策	スプリンクラー設備の設置	令第12条の規定の例によりスプリンクラー設備が設置されている。(同条の規定の適用を受ける場合を除く。)
避難対策	全周バルコニー等の設置	防火対象物の2階以上の階に、居室からバルコニーを通じ有効に避難できる全周又は連続式バルコニーを設けている。
	階段・階段附室内の滞留スペースの設置	防火対象物の2階以上の階で、建基令第123条及び第124条に規定する避難階段又は特別避難階段の階段室又は付室若しくはこれらに通ずる避難上有効なバルコニー等に、車椅子が一時的に待機できるスペース(審査・検査基準に定める要件に適合する一時避難エリアを含む。)を設けている。
	避難誘導用エレベーターの運用	審査・検査基準に定める要件に適合する避難誘導用エレベーターを運用している。
	外国語による避難誘導体制の確保	外国語による避難誘導ができる体制が整備されている。
	避難経路等の確保	避難経路範囲、防火戸閉鎖範囲、消防用設備等操作範囲等を床面等に表示している。
	点滅・音声誘導灯の設置	点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置している。
	非常警報設備の設置	令第24条の規定の例により非常警報設備が設置されている。(同条の規定の適用を受ける場合を除く。)
	避難安全性の検証	防火対象物の全部又は一部について、消防総監が認める方法により、避難上の安全の性能が確保されていることが検証されている(建基令第129条第1項若しくは建基令第129条の2第1項、都安例第8条の5若しくは都安例第8条の6又は条例第51条の2の規定を適用しているものを除く)。
消防活動対策	はしご自動車の活動空間の確保	地階を除く階数が4階以上の防火対象物について、はしご自動車による活動上必要な空間を確保している。
	消防水利の設置	同一敷地内に、消防水利(法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。)を設けている。
	緊急離発着場等の設置	防火対象物の屋上に、航空消防活動を確保するための緊急離発着場又は緊急救助用スペースを設けている。
	自衛消防隊の装備強化	条則第11条の6に規定する自衛消防隊の装備を有している。(条例第55条の5の規定の適用を受ける場合を除く。)
震災対策	家具類の転倒防止等の措置	オフィス家具類の転倒・落下防止措置が実施されている。
	飲料水等の確保	震災に備えて、飲料水、食料等を確保している。
	ガラス飛散防止等の措置	飛散防止フィルムを貼付するなどして、震災の際に窓ガラス等が飛散しない措置がとられている。
	建築物の耐震改修	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく耐震診断を行い、構造耐震指標IS値が0.6以上となるよう耐震改修している。
その他	自衛消防技術認定証	1 条例第55条の5に掲げる防火対象物で、公開時間内又は従業員時間内に、自衛消防技術認定証を有する者を、常時、条則第11条の5に規定する人員(以下「必要人員」という。)を超えて配置している。 2 条例第55条の5に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、公開時間内又は従業員時間内に、常時、自衛消防技術認定証を有する者を6人以上配置している。
	防火対象物点検報告	法第8条の2の2の規定の例により点検している。(同条の規

	定の適用を受ける場合を除く。)
救命講習の受講	消防署長から救命講習受講優良証の交付を受けている。
AEDの配置	自動体外式除細動器（AED）を配置している。
地域等との協力体制の確保	事業所と近隣事業所又は地域の自主防災組織等とが、締結等により火災等の災害による被害を最小限に留めるための協力体制が確保されている。
災害時対応マニュアルの策定	災害時対応マニュアル等を作成し、従業員に配布するなどして、従業員一人ひとりが対応できる体制を整えている。
予告無し訓練の実施	実施日時を予告しないで、自衛消防活動訓練を実施している。
自衛消防訓練の審査会等への参画	自衛消防訓練の審査会等に、過去3年以上毎回参画している。

【消防総監が認める方法】

火災避難シミュレーション、階避難安全検証法（建基令第129条）、新・建築防災計画指針（編集・発行：（財）日本建築センター、発行日：平成8年11月20日）の計算手法等を活用し、階避難完了時間が階避難限界時間を超えないことを確認します。

※1 この表の例以外にも、防火対策として申告する場合は、消防署へお問合せください。

※2 各種防火対策は、防火対象物全体を包含する必要があります。

◆ その他消防総監が必要と認める事項

過去3年以内において、認定の取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないことを確認します。

6 認定・不認定の通知

消防署長は、認定・不認定の結果を、通知書（条則別記第2号様式の10・第2号様式の11）により、申請者に通知します。（条例第55条の5の10第3項）

7 優良防火対象物認定証の表示

防火上優良な防火対象物として認定を受けた防火対象物（以下「認定優良防火対象物」という。）には、優良防火対象物認定証（通称：優マーク）を表示することができます。優良防火対象物認定証の表示場所、様式及び記載事項（告示第2条）は、次のとおりです。（条例第55条の5の9）

《表示の場所等》

- 認定優良防火対象物の見やすい場所
- 認定優良防火対象物に係る広告（パンフレット、カタログ、チラシ、ポスター、看板、インターネット・映画スクリーン・街頭大型ビジョン等の映像等）

《認定証の様式》

この部分に、認定を受けた建物の名称を表記することができます。

また、建物の一部が認定を受けた場合は、認定を受けた部分が明確にわかる名称を記載することができます。

例) □□ビル
○○美術館
◆◆ホテル 等



【告示 様式第1号】

①	地色	紺 (C : 100%、M : 80%、Y : 0%、K : 50%)
②	消防章(面)、文字	黄 (C : 0%、M : 0%、Y : 100%、K : 0%)
③	消防章(線)	紺 (C : 100%、M : 80%、Y : 0%、K : 50%)

※ 色は、4色分解による色指定をしたものとする



【告示 様式第2号】

- 1 左側の色は、次の表のとおりとする。※ 色は、4色分解による色指定をしたものとする。

①	地色	紺 (C : 100%、M : 80%、Y : 0%、K : 50%)
②	消防章(面)、文字	黄 (C : 0%、M : 0%、Y : 100%、K : 0%)
③	消防章(線)	紺 (C : 100%、M : 80%、Y : 0%、K : 50%)

- 2 右側の色は、次の表のとおりとする。

①	地色	白
②	文字	黒

《認定証のサイズ》

- 認定証は告示様式第1号及び第2号の寸法により同率に拡大又は縮小したものとする。
- 広告に表示する場合は、告示様式第1号及び第2号の寸法により同率に拡大又は縮小したものとする。

《認定証の記載事項》

- 認定を行った者（消防署長）

《認定証の説明書き》

- 認定証（告示様式第1号）の付近には以下の事項についての説明文を付すことができます。説明文の記載要領については消防署に御確認下さい。
 - ・ 優良防火対象物認定表示制度に関する事。
 - ・ 認定を受けた年月日（認定を継続して受けている場合は初回に認定を受けた年月日）
 - ・ 認定優良防火対象物の表彰履歴に関する事。

なお、認定を受けずに優良防火対象物認定証を表示することや、優良防火対象物認定証と紛らわしい表示を付することは禁止されています。これに違反した者には、10万円以下の罰金が課せられる場合があります。（条例第55条の5の10第5項、条例第67条の2第2号）

8 認定優良防火対象物の公表

消防署長等は、認定優良防火対象物を次の方法により公表します。

《公表の方法》

- 東京消防庁本部、消防署での閲覧
- 東京消防庁のホームページ
- その他（電話、ファクシミリ等）

《公表する事項》

- 認定優良防火対象物の名称及び所在地
- 認定年月日及び認定番号
- その他（認定優良防火対象物内の事業所名称、各種防火対策の概要等）
(注) 認定優良防火対象物内の事業所名称は、事業者が公表を希望する場合にのみ公表しています。

9 認定の失効

次のいずれかに該当する場合は、認定の効力を失います。（条例第 55 条の 5 の 11）

● 認定を受けてから 3 年が経過したとき

認定失効後も継続して表示することを希望する場合は、認定失効する日の概ね 2 ヶ月前に所轄消防署にご相談いただき、再申請の手続きを行ってください。

● 申請者が変更したとき

この場合、申請者は速やかに、認定優良防火対象物申請者変更届出書（条則第 2 号様式の 1 2）を消防署長に届け出なければなりません。

ただし、一部のテナントを変更することに伴い申請者が変更となる場合などは、変更申請の手続きをとることにより、認定を継続することができる場合があります。詳しくは所轄消防署にご相談ください。

10 認定の取消し

消防署長は、次のいずれかに該当する場合、認定を取り消します。（条例第 55 条の 5 の 14）

- 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき
- 認定基準に適合しないことが判明したとき
- 消防法令違反をしたことにより命令を受けたとき

11 変更の申請

次に掲げる例示にある変更を行う場合は、変更しようとする日の7日前までに、所轄消防署長に変更の申請をしてください。(条例第55条の5の13)

- 自衛消防組織とその活動能力に関する変更
人事異動等に伴い自衛消防隊の編成が大幅に変更になる場合など
- 各種防火対策に関する変更
各種防火対策の追加・削除を行う場合など

※ 優良防火対象物変更認定申請書(条則第2号様式の13)に、変更した内容に関する図書(「3 申請図書」参照)を添付して申請してください。

12 表示の除去・消印命令

消防署長は、認定を受けずに優良防火対象物認定証を表示している場合や優良防火対象物認定証に対し紛らわしい表示を付している場合、その表示を除去し、又はその表示に消印を付することを命ずる場合があります。また、表示を除去し、又はその表示に消印を付することを命じた場合、その旨を公表します。(条例第55条の5の12)

なお、この命令に従わない場合、10万円以下の罰金が課せられる場合があります。(条例第67条の2第3号)